

## 再度ご確認ください

- 三菱UFJ信託銀行では、特約のお取り扱い、このパンフレットにある保障内容のみのお取り扱いとなり、付加できる特約が限られています。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、失効の際の解約返戻金は、あってもごくわずかです。
- 失効後の復活は再度診査等が必要で、診査結果によっては、復活できない場合もあります。

## 募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのご説明事項

- この商品にお申し込みいただくか否かが、三菱UFJ信託銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- この商品は、**預金とは異なり、元本保証はなく、また預金保険の対象ではありません。**
- 保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みは、お受けできません。
- この商品は、法令上、融資お取引先およびその関係者に対する販売制限が定められているため、お客さまに勤務先等のご確認をさせていただきこととなっております。また、ご融資お申し込み中のお客さまにつきましては、法令上、お取り扱いができないこととされておりますのでご了承ください。

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等につきまして確認をご要望の場合は、東京海上日動あんしん生命総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により元本欠損が生じる場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
  - 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
- <お問い合わせ先>生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等が記載されていますので、お申し込みの前に必ずご確認ください。ご一読の上、大切に保管してください。

### 「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 元本欠損が生じる場合について
- 保険会社の責任開始期について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 解約と解約返戻金について 等

募集代理店

 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

フリーダイヤル  
または窓口まで **0120-349-250** フリーダイヤル  
ご利用時間: 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)  
※つながりましたら[1][2]を押してください。

引受保険会社



TOKIO MARINE NICHIDO

**東京海上日動あんしん生命保険株式会社**

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061  
URL: <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

総合カスタマーセンター  
<商品についてのご案内>  
**0120-300-352**

<上記以外の生命保険全般に関するご相談>

**0120-016-234**

受付時間 平日 9:00~18:00  
土曜 9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資 11-WE07-079

東京海上日動あんしん生命の

# 長割り終身

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険



TOKIO MARINE NICHIDO

2011年12月



**この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

## 契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット

**ご契約前に必ずお読みください。**

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

**ご注意ください**

この商品は、**東京海上日動あんしん生命**を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

募集代理店



**三菱UFJ信託銀行**

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。三菱UFJ信託銀行株式会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

引受保険会社



**東京海上日動あんしん生命**

# 長割り終身なら5つの準備が可能です。



## 生涯保障の活用

人間の死は万一ではありません。いつか必ず起こります。  
長割り終身は万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。

## 〔相続税〕

相続財産の内訳は、「不動産」が55.2%で最も多く、以下、「現金・預貯金」22.3%、「有価証券」12.0%の順となっています。

また、課税価格は、10兆1,072億円。これは被相続人1人あたりで見ると、約2億1,765万円※になります。また、申告税額は1兆1,632億円で被相続人1人あたり約2,505万円※になります。

相続税の準備に、まとまった資金が必要です。

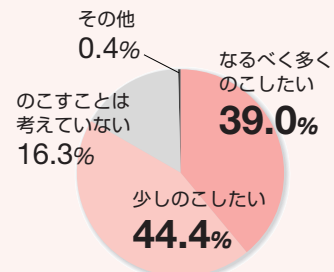
※それぞれの額を課税対象となった被相続人の数で除したものです。

出典：国税庁「統計年報書（平成21年度版）」

## 〔遺産分割〕

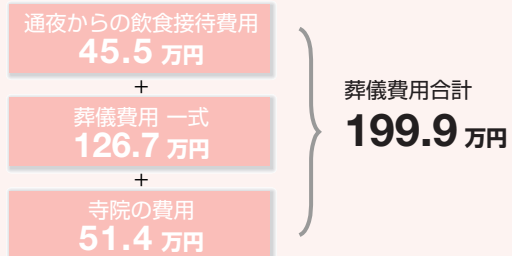
「子どもに財産をのこしたい」と考えている方が全体の7割を超えています。のこされたご遺族が、争うことのないように円満な遺産分割に向けた準備が必要です。

出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成22年サラリーマン世帯生活意識調査」



## 〔葬儀費用〕

ご葬儀やお墓の購入にもお金がかかります。葬儀費用は、近年増加傾向にあり、全国平均で約200万円にもなっています。葬儀費用にも資金が必要になるため、準備が欠かせません。



注：各項目ごとの有効回答からそれぞれの平均費用を算出しています。よって各項目の合計額と葬儀費用の合計額とは一致していません。

出典：(財)日本消費者協会「第9回 葬儀についてのアンケート調査」(平成22年)

## 解約返戻金の活用

長割り終身は保険料払込期間満了後の解約返戻金をご活用いただくことが可能です。また、年金としてお受け取りいただくこともでき、老後資金にも活用いただけます。

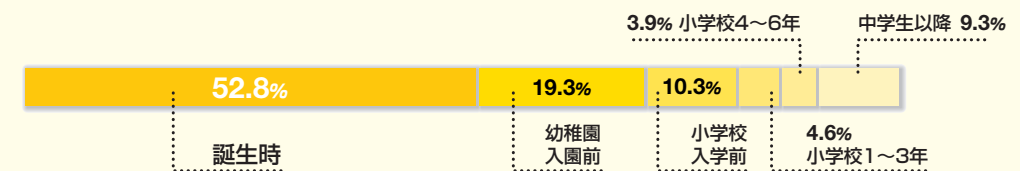
## 〔教育資金の準備〕

教育資金は、すべて私立なら平均約2,113万円、すべて国公立でも平均約771万円かかっています。

■ 私立				■ 国公立			
	学校活動費	学校外活動費	小計		学校活動費	学校外活動費	小計
幼稚園	79.5万円	28.8万円	108.3万円	幼稚園	29.3万円	16.6万円	45.9万円
小学校	497.1万円	338.6万円	835.7万円	小学校	58.5万円	126.1万円	184.6万円
中学校	284.2万円	86.7万円	370.9万円	中学校	52.6万円	91.5万円	144.1万円
高校	234.9万円	59.4万円	294.3万円	高校	107.1万円	47.8万円	154.9万円
大学	488.1万円	16.1万円	504.2万円	大学	227.0万円	14.4万円	241.4万円
<b>総支出額</b>	<b>1,583.8万円</b>	<b>529.6万円</b>	<b>2,113.4万円</b>	<b>総支出額</b>	<b>474.5万円</b>	<b>296.4万円</b>	<b>770.9万円</b>

出典：【幼稚園～高校】文部科学省「子どもの学習費調査（平成20年度）」【大学】独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査（平成20年度）」より算出

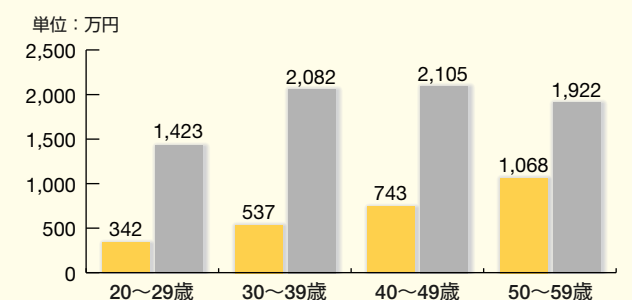
また、約半数の親が「お子さまの誕生時」に教育資金の準備を開始されています。



出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成22年サラリーマン世帯生活意識調査」

## 〔老後資金の準備〕

実際の金融資産保有額が最も高い50歳代でも、年金支給時に最低限準備しておきたい貯蓄額は、800万円以上不足しています。ご自分が将来使うための資金準備も必要です。



■ 実際の金融資産保有額 ■ 年金支給時に最低限準備しておけばよいと考える貯蓄額

注：実際の金融資産保有額には、貯蓄をしていない回答者を含みます。  
出典：金融広報中央委員会「平成22年 家計の金融行動に関する世論調査」





# 一時金を準備できる長割り終身

## お取り扱いについて

ご契約年齢	0～80歳
保険期間	終身
保険料払込方法	月払、年払
保険料払込期間	10年以上かつ 払込年齢90歳以下
払込制度	一括払 <sup>※4</sup> (月払契約の場合) 前納 <sup>※5</sup> (年払契約の場合)
保険金額	200万円～5億円 <sup>※6</sup> (10万円単位)
低解約返戻金期間	契約日から保険料払込期間が 満了する日の24時まで
低解約返戻金割合	70%

※4 当月以降の保険料を3ヵ月～12ヵ月分まとめてお払い込みいただく方法で、割引があります。  
 ※5 将来の保険料を所定の期間分(2年分以上、払込期間の1/2相当期間限度)まとめてお払い込みいただく方法で、割引があります。  
 ※6 ご契約年齢・ご職業等により、お引き受けできる保険金額に制限があります。  
 ●募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

point

## 1 保険料が割安です。

「低解約返戻金期間中」の解約返戻金を低くおさえる<sup>※1</sup>ことにより、保険料が割安となっています。

⚠ 既払込保険料に対して70%の解約返戻金があるということではありません。

point

## 2 万一の保障が一生続きます。

死亡・高度障害のときに保険金をお受け取りいただけます。一生にわたって、保障がとぎれることがなく安心です。

⚠ 保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

point

## 3 解約返戻金をご活用いただけます。

一生の保障に加え、解約された場合は解約返戻金があり、長期的な貯蓄の機能も備えています。また、解約返戻金の所定の範囲内でお貸し付けする制度もあります(契約者貸付制度)。

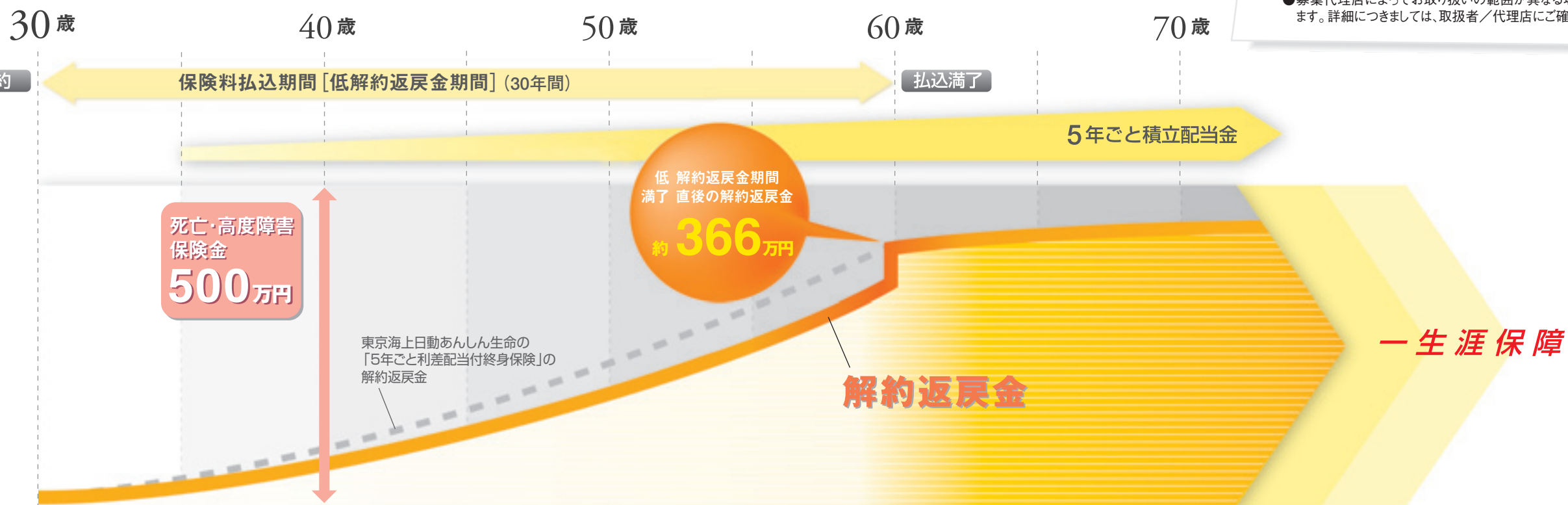
⚠ 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は低くおさえられており<sup>※1</sup>、特にご契約直後の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかとなります。なお、解約すると以後の保障はなくなります。

### ご契約例

ご契約年齢:30歳(男性)  
 保険料払込期間:60歳まで  
 保険金額:500万円  
 月払保険料:8,880円  
 (口座振替)  
 保険期間:終身

### 生命保険料控除について

1年間にお払い込みいただいた保険料の合計額から配当金を差し引いた額が生命保険料控除の対象となります。



経過年数	5年	10年	20年	30年	40年
解約返戻金額	325,000円	731,000円	1,579,000円	2,561,000円 <sup>※3</sup>	4,079,500円
既払込保険料累計額	532,800円	1,065,600円	2,131,200円	3,196,800円	3,196,800円
解約返戻率 <sup>※2</sup>	60.9%	68.5%	74.0%	80.1%	127.6%

※1 東京海上日動あんしん生命の「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%に設定しています。  
 ※2 解約返戻率(%) = 解約返戻金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100

※3 低解約返戻金期間満了直前のもの。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は3,662,000円(解約返戻率114.5%)。

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## ■引受保険会社の商号と住所等について

商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
住所 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16  
ホームページ <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

## 商品についてのご案内

総合カスタマーセンター  
☎️ 0120-300-352  
受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 上記以外の生命保険全般に関わるご相談

総合カスタマーセンター  
☎️ 0120-016-234  
受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

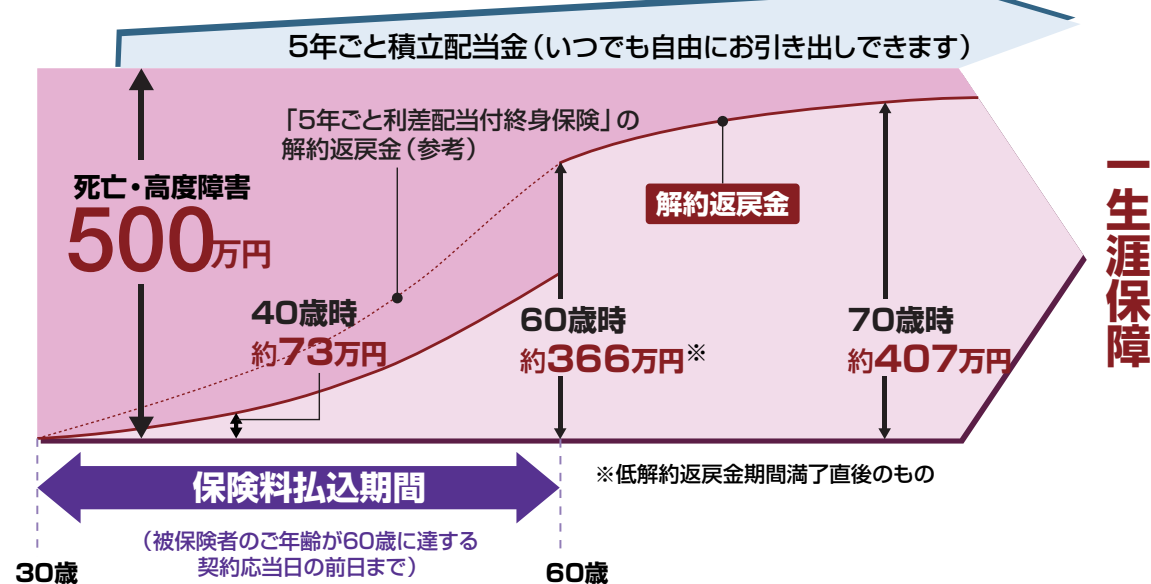
# 1 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の特徴と仕組み

**特徴** この保険は割安な保険料で万一の保障を終身にわたり確保できる商品です。

## ご契約例 (計算基準日：平成24年1月1日)

ご契約年齢：30歳(男性) 保険期間：終身 保険料払込期間：60歳まで  
保険金額：500万円 保険料払込方法：月払(口座振替) 月払保険料(口座振替)：8,880円

### <仕組み>



低解約返戻金期間：「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金よりも低くなっている期間(ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで)。

低解約返戻金割合：低解約返戻金期間中の主契約の解約返戻金を計算する際に、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に乗じる割合(70%)。

# 2 保険金のお支払い

被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に保険金をお支払いいたします。お支払いができない場合については、注意喚起情報(P.11)をご参照ください。

## <保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときには、将来の保険料のお払い込みは免除となります。

# 3 解約返戻金について

解約返戻金の額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年数・保険料払込年月数等により異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

**「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の70%です。**

「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」と同額です。

## ■前ページ(P.5)の「ご契約例」の場合

経過年数	解約返戻金額	既払込保険料累計額	解約返戻率※1
5年	325,000円	532,800円	60.9%
10年	731,000円	1,065,600円	68.5%
20年	1,579,000円	2,131,200円	74.0%
30年	2,561,000円※2	3,196,800円	80.1%
40年	4,079,500円	3,196,800円	127.6%

※1 解約返戻率(%) = 解約返戻金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100

※2 低解約返戻金期間満了直前のもの。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は3,662,000円(114.5%)。

※3 解約返戻金額・既払込保険料累計額は、ご契約応当日前日の値を記載しています。

例えば、経過年数5年とは、ご契約日を含め、6回目に迎えるご契約応当日の前日のことをいいます。

# 4 お取り扱いについて

ご契約年齢*	保険期間	保険料払込方法	保険金額	保険料払込期間	低解約返戻金期間	低解約返戻金割合
0～80歳	終身	月払 年払	200万円～5億円 (10万円単位)	10年以上かつ 90歳まで	ご契約日から 保険料払込期間が 満了する日の 24時まで	70%

※ご契約年齢0～14歳については、東京海上日動あんしん生命および他の生命保険会社で既にご加入の死亡保険金額、災害割増特約および傷害特約の災害死亡保険金額も含めて1,000万円までとなります。

払込制度	一括払 (月払契約の場合)	当月以降の保険料を3ヵ月～12ヵ月分まとめてお払い込みいただく方法で、割引があります。
	前納 (年払契約の場合)	将来の保険料を所定の期間分(2年分以上、払込期間の1/2相当期間限度)まとめてお払い込みいただく方法で、割引があります。

●この保険の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。

●募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。


## 5 特約について

この保険に付加できる主な特約は以下のとおりです。ただし、三菱UFJ信託銀行では、表に記載の特約のうちリビングニーズ特約・指定代理請求特約のみのお取り扱いとなります。詳細は「ご契約のしおり・約款」に記載してありますので、ご確認ください。

特約名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金
平準定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
逓減定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
家計保障定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
災害割増特約	不慮の事故や所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
傷害特約 (本人型)	不慮の事故や所定の感染症で死亡	災害死亡保険金
	不慮の事故で所定の身体障害状態	障害給付金
リビング・ニーズ特約 <sup>(※1)</sup>	余命が6ヵ月以内と判断されるとき	特定状態保険金
指定代理請求特約 <sup>(※2)</sup>	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※1) リビング・ニーズ特約について

- ・被保険者がご自身のために、生きていうちに保険金を活用することができます。
- ・特定状態保険金のご請求額は、主契約と所定の特約の保険金額以内、かつ被保険者お1人について3,000万円以内(他の保険契約と合算します)となります。ただし、主契約または所定の特約が更新される場合を除き、主契約または所定の特約の保険期間の満了前1年以内は特定状態保険金の請求はできません。

 「余命が6ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて東京海上日動あんしん生命が行います。

(※2) 指定代理請求特約について

- 指定代理請求人は、被保険者の同意を得てご契約者にあらかじめ指定いただいた方1名とし、保険金等の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。
- ・被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・被保険者の直系血族
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

### 保障内容変更制度

上記の特約以外に、保険料払込期間満了後、東京海上日動あんしん生命所定の要件を満たしていれば、「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」を付加することにより、「長割り終身」の死亡・高度障害の保障(全部または一部)にかえて、年金支払に移行できます。

### 【5年ごと利差配当付年金支払移行特約】

- 年金支払への移行は、保険料払込期間満了後(払済保険へ変更した場合は、契約日から10年経過後)に到来する毎年の契約当日のいずれかの日にお取り扱いすることができます。この日を特約の締結日とします。
- 年金種類は、確定年金と保証期間付終身年金の2種類です。なお、特約の締結日における被保険者の年齢は、確定年金の場合10歳以上90歳以下、保証期間付終身年金の場合40歳以上90歳以下に限ります。
- 年金支払に移行した場合の基本年金額は特約の締結日における、「長割り終身」の責任準備金、基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算された金額となります。

## 6 契約者配当について

- 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が東京海上日動あんしん生命の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとにお支払いします(これを「5年ごと利差配当」といいます)。ご契約が継続している場合は、契約者配当金を東京海上日動あんしん生命所定の利率(この利率は経済情勢により変動することがあります。)で積み立てていきます(これを「5年ごと積立配当金」といいます)。5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

(注) 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

- 特約につきましては、契約者配当金はありません。

## 7 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## 8 その他のご注意

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除<sup>\*</sup>の場合、詐欺によりご契約が取り消し<sup>\*</sup>となった場合、不法取得目的によるご契約の無効<sup>\*</sup>の場合等、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。なお、所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。  
※「解除」「取り消し」「無効」についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 実際のご契約内容(保険金額・保険料等)につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

# 注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 お申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- ◆お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日(指定口座に着金した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。詳しくは、「ご契約のしおり(ご契約に際して)」**“3.クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回またはご契約の解除)”**をご覧ください。
- ◆東京海上日動あんしん生命が指定した医師による診査が終了した場合等は、クーリング・オフをすることができません。

## 2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

### 〈告知義務について〉

- ◆生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。  
ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ◆診査を行うご契約の場合(医師扱)には、東京海上日動あんしん生命指定の医師が被保険者の過去の傷病歴等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

### 〈告知受領権について〉

- ◆告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 〈傷病歴等がある方への引受対応(特別条件付引受)について〉

- ◆ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります(お引き受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定障害不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります)。

### 〈傷病歴、通院事実等を告知された場合〉

- ◆所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ◆ご契約の引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
  - 1.無条件でご契約をお引き受けさせていただきます。
  - 2.特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減、特定障害不担保等)のうえでご契約をお引き受けさせていただきます。
  - 3.今回のご契約はお断りさせていただきます。

### 〈告知が事実と相違する場合〉

- ◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活または復旧の場合は、復活日または復旧日)から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
  - ・責任開始日、復活日または復旧日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
  - ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、東京海上日動あんしん生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、東京海上日動あんしん生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、東京海上日動あんしん生命はご契約または特約を解除することができます。
  - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません(ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- ※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「**現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合**」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。**  
**この場合、**
  - ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。
  - ・また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
  - ・一般のご契約と同様に告知義務があります。  
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
  - ・また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
  - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 〈ご契約の確認について〉

- ◆東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

### 3 保障は告知と第1回保険料相当額のお払い込みがともに完了した時から開始します

- ◆お申し込みいただいたご契約を承諾（お引き受けすることを決定）した場合には、第1回保険料相当額を東京海上日動あんしん生命が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の責任を負います。
- ◆取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

### 4 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。

- ◆免責事由に該当した場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または保険金・給付金受取人等が故意に被保険者を死亡させた場合や故意または重大な過失による支払事由該当の場合等）
- ◆疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合（約款に特に定めがない限り、原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、お支払事由に該当いたしません。）
- ◆ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- ◆故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- ◆保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ◆保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合

### 5 第2回以後の保険料は、払込期月中に東京海上日動あんしん生命にお払い込みください

- ◆保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月中にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。
- ◆保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月	払込猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで（ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで）

- ◆払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は失効（ご契約の効果なくなり、保障がなくなること）します。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対のお申し出がない限り東京海上日動あんしん生命が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は東京海上日動あんしん生命所定の利率で計算します。

- ◆なお、いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）と、失効している期間の保険料のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。
- ◆ご契約の復活を東京海上日動あんしん生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

### 6 解約の際にはご注意ください

- 解約返戻金額は、一般的には、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります（ゼロとなる場合もあります）。
- ◆生命保険では払い込まれる保険料は預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に返戻されます。したがって、特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、ご解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
  - ◆解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年月数・払込年月数等によって異なります。
  - ◆長割り終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）の低解約返戻金期間中の解約返戻金は、東京海上日動あんしん生命が別途販売する「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金×70%となります。  
※低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」と同額となります。
  - ◆保険料払込期間満了後も場合によっては、解約返戻金が払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。

### 7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります

- ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

### 8 その他、ご注意していただきたいこと

- ◆ご契約の乗り換えについて  
現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申し込み（ご契約の乗り換え）をご検討される場合には、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。このほかに配当請求権が消滅したり、新たな保険契約が健康状態等によりお引き受けできない等、お客さまに不利益となる場合があります。
- ◆特約のお取り扱い、募集代理店によって異なり、付加できる特約が限られています。
- ◆解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、失効の際の解約返戻金は、あってもごくわずかです。
- ◆三菱UFJ信託銀行では、付加できる特約が限られています。

## 9 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口は？

◆東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、総合カスタマーセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命  
総合カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ◆(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 10 保険金・給付金等の請求の際はすみやかに東京海上日動あんしん生命にご連絡ください

保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合には、すみやかに東京海上日動あんしん生命へご連絡ください。

- ◆お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに取扱者／代理店または総合カスタマーセンターへご連絡ください。

保険金請求の  
お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命  
総合カスタマーセンター

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人などがご請求することができます。指定代理請求人または代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。  
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

## 11 税務のお取り扱いについて

以下の税務のお取扱いは、平成23年11月現在の税制に基づく一般的な取り扱いについて記載しております。税務上の取り扱いが税制改正等で変更となることがありますのでご注意ください。また、契約形態、実質の保険料負担者によって、保険金(給付金・年金)、解約返戻金に対する課税の種類が異なる場合があります。個別の取り扱い等につきましては、所轄の税務署等にご相談ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料 払込期間中	保険料は、1月から12月までにお払いいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた額が、一般の生命保険料控除の対象となります。				
ご解約時	解約返戻金は、解約返戻金額と既払込保険料の差益から特別控除額(最高50万円/年)を差し引いた額が一時所得となります。				
死亡保険金 受取時	ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、死亡保険金に対する税金が異なります。				
	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	
	契約者と被保険者が同一	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一	本人	配偶者	本人	所得税・住民税(一時所得)	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者 子	子 配偶者	贈与税	

- 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金等については、受取人が被保険者のときおよび被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他親族のときは、全額非課税扱いとなります。